

国立大学法人筑波大学附属学校 いじめ防止基本方針

平成 29 年 2 月 28 日

附属学校教育局教育長決定

令和 7 年 3 月 7 日改訂

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童・生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。このことに鑑み、附属学校の全ての児童・生徒等の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保障できるよう、いじめ防止等の対策の基本理念及び附属学校教育局と各附属学校における取組をそれぞれ定めることにより、いじめ防止等のための対策を、附属学校教育局及び各附属学校が総合的且つ効果的に推進するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本理念

いじめ防止等の対策は、次のことを旨として行うものとする。

- (1) いじめが附属学校の全ての児童・生徒等に関係する問題であることに鑑み、児童・生徒等が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての児童・生徒等がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童・生徒等の心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する児童・生徒等の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた児童・生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、各附属学校、家庭、その他の関係者との連携の下、いじめ問題を克服することを目指すこと。

4 いじめの禁止

全ての児童・生徒等は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 附属学校教育局及び各附属学校における取組

- (1) 附属学校教育局における取組

- ・ 各附属学校と連携したいじめの早期解消のため、各附属学校に複数の教職員及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理・福祉等に関する専門家を構成員とするいじめ防止等の対策のための組織を設置する。また、附属学校教育局の指導教員（心理・福祉等に関する専門家）による指導・助言体制を整える。
- ・ 全ての児童・生徒等が安心できる学校生活を推進するため、各附属学校及び附属学校教育局に、いじめに関する相談や通報のための窓口（学校あんしん推進相談窓口等）を設置し、その対応のための体制を整える。
- ・ 教職員を対象とした、いじめ防止等に関する研修のための資料・教材を提供するとともに、定期的に研修を企画・実施する。
- ・ 各附属学校におけるいじめの早期発見のためのアンケート調査、個人面談等の取組状況、及びいじめ防止等の対策のための組織による会議の開催状況を定期的に確認し、いじめ防止等の対策の状況を把握する体制を整える。
- ・ 各附属学校において、いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態（以下「重大事態」とする。）が発生した場合には、速やかに文部科学大臣に報告を行うとともに、附属学校教育局又は当該附属学校に調査のための組織を設置し、調査を行う。また、各附属学校に対して、重大事態の発生時には速やかに附属学校教育局へ報告すること、及びその対処のために必要な支援を行うことを周知する。
- ・ インターネットを通じて送信される情報の特性（高度の流通性、匿名性等）を踏まえて、インターネット上のいじめを防止するとともに、効果的に対処できるよう必要な啓発活動を実施する。
- ・ いじめ防止等の対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理・福祉等に関する専門家、警察、法律に関する専門家等の関係者・関係機関との連携を図る。

(2) 各附属学校における取組

- ・ 本いじめ防止基本方針、国のいじめ防止等のための基本的な方針を参酌し、各附属学校の実情に即して、いじめ防止等のための学校いじめ防止基本方針を策定し WEB ページ等で公表する。
- ・ 策定した学校いじめ防止基本方針は、各附属学校の実情に即して適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直しを図るとともに、入学時及び新年度の開始時等において、児童・生徒等や保護者等に向けてその周知を図る。
- ・ 各附属学校でいじめ防止等の対策のための組織を設置するとともに、定期的な連絡会等の開催により児童・生徒等の状況についての情報を共有する。また、必要に応じて附属学校教育局の指導教員から指導・助言を受ける。
- ・ 全ての児童・生徒等が安心できる学校生活を推進するため、いじめの相談や通報のための窓口を設置するとともに周知し、その対応のための体制を整える。

- ・ いじめ防止に資する児童・生徒等の自主的な活動の支援、全ての児童・生徒等、保護者及び教職員に対するいじめを防止することの重要性の理解を深めるための啓発活動を行う。
- ・ 日常的ないじめを把握するため、定期的なアンケートや個人面談等を実施し、その結果をいじめ防止等の対策のための組織に報告して、いじめの防止や早期対応等に生かすとともに、必要に応じて附属学校教育局と情報共有や相談を行う。
- ・ 児童・生徒等がいじめを受けていると疑われるときには、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を附属学校教育局へ報告する。また、いじめの疑いによる欠席が続く場合には、目安となる 30 日（次項参照）に達する前から附属学校教育局に報告し、情報共有や相談を行う。
- ・ いじめにより児童・生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い、又は相当の期間（年間 30 日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められたときは、重大事態として速やかに附属学校教育局に報告するとともに、各附属学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を中心として、学校全体で事実関係の調査と対策の実行に当たる。
- ・ インターネットを通じて送信される情報の特性（高度の流通性、匿名性等）を踏まえて、インターネット上のいじめを防止するとともに、効果的に対処できるよう必要な啓発活動を実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。また、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図るとともに、その達成状況及び改善状況を附属学校教育局に報告する。